

令和7年度豊橋市私立専修学校高等課程授業料補助についてのお知らせ

豊橋市では、私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者負担を軽減するため独自の補助を行っています。

1. 授業料の補助をうけることができる方（以下3つの要件すべて満たしていること）

- ・10月1日現在、私立高校に在学し就学支援金の受給認定をされていること
 - ・生徒の保護者等（授業料負担者）が豊橋市内に住所を有していること
 - ・生徒の保護者等（授業料負担者）が以下の所得要件に該当していること
- ※国・県の就学支援金等で授業料が全額まかなわれる場合は受給できません。

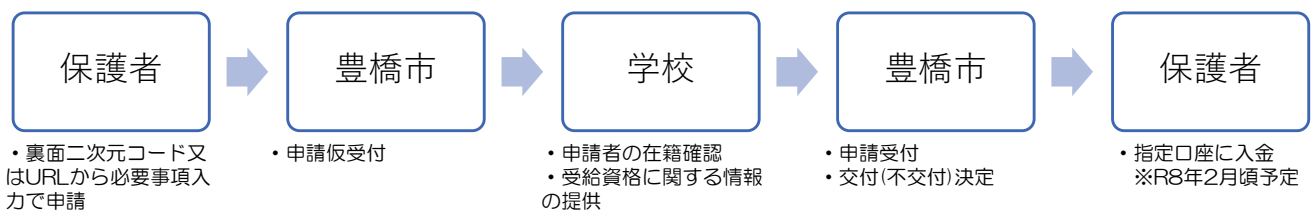
2. 所得要件及び補助額

私立専修学校高等課程等

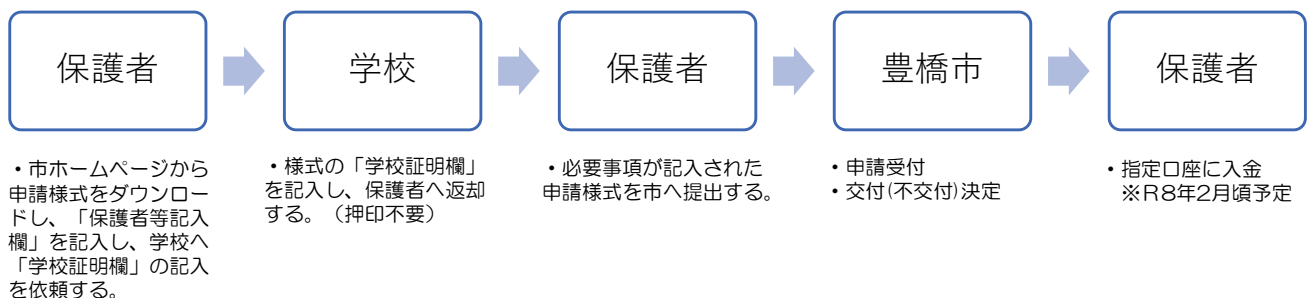
所得要件・区分	1人当たり補助額（年額）
市町村民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を減じて得た額が0円の世帯 【甲Ⅰ 年収目安：350万円未満程度】	1年生：21,600円 2年生：21,600円 3年生：22,800円
市町村民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を減じて得た額が212,700円未満の世帯 【甲Ⅱ 年収目安：720万円未満程度】	1年生：21,600円 2年生：21,600円 3年生：22,800円
市町村民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を減じて得た額が270,300円未満の世帯 【乙 年収目安：840万円未満程度】	1～3年生：21,600円
市町村民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を減じて得た額が304,200円未満の世帯 【丙 年収目安：910万円未満程度】	1～3年生：21,600円

3. 申請～交付までの流れ

●電子申請の場合



●書面申請の場合



4. 申請方法

①電子申請の場合（あいち電子申請・届出システム）

右記の二次元コードから必要項目を入力し申請

※電子申請には、振込先口座のわかる写真のアップロードが必要です。ご準備のうえ入力画面へ進んでください。

※あいち電子申請・届出システムへの利用者登録は任意です。登録なしでも申請可



（電子申請はこちら）

②書面申請の場合

豊橋市HPから申請書（様式）をダウンロードし、必要事項（学校証明欄を含む）を記入の上、申請期間中に以下の提出先へ郵送又は持参

豊橋市ホームページURL <https://www.city.toyohashi.lg.jp/7195.htm>
（私立学校授業料補助金）

提出先 〒440-8501
豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所東館11階
教育政策課 政策グループ 授業料補助担当者 宛て



（書面申請はこちら）

5. 申請期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月28日（金） ※郵送の場合は11月28日必着

6. 問い合わせ先

豊橋市教育委員会 教育政策課 政策グループ 授業料補助金担当
☎0532-51-2857